

令和8年度市営住宅駐車場貸付を目的とした一般競争入札について

回 答 書

令和8年6月3日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	入札保証金免除申請書は入札参加申込時に提出を行えばよろしいでしょうか。	参加受付後、免除要件に該当する場合、入札保証金免除申請書を交付します。入札関係書類送付用封筒に、入札保証金免除申請書または入札保証金提出書のいずれかを同封のうえ、郵送してください。
2	現地に精算機を設置せず、利用者が場内掲示のQRコードを読み取りオンライン決済を行うキャッシュレス専用の時間貸駐車場として運営することは可能でしょうか。	精算機は設置していただく必要があります。オンライン決済の併用は可能です。
3	(6)「トラブル発生時に対応可能な拠点を本市又は近隣市町村に確保する者であること」について、北側に横浜市金沢区が隣接しておりますが、横浜市内(金沢区以外も含む)に上記の拠点を確保していれば問題ありませんでしょうか	対象物件に概ね60分以内に対応可能な保守・緊急対応の拠点であれば、所在地(住所)は問いません。
4	貸付範囲内で時間駐車場と月極駐車場併用で運用することは可能か。	月極駐車場の運用は認められません。時間貸駐車場のみの運用をお願いいたします。
5	インターロッキング部分にはみ出して車室を設置することは可能か。また、インターロッキング部分を一部アスファルトに打ち換えて運用は可能か。(平作ハイム)	駐車区画の設置は、駐車枠および縁石内に限ります。インターロッキング部分にはみ出す設置は認められません。
6	転貸(シェアモビリティ等)について、市の承認を受けて運営する場合、どういったプロセスを踏むか。また、駐車場開設時と同時期から転貸を開始したい場合、いつまでに承認を得ればよいか。そもそも転貸の承認を得られる基準は何か。	自動販売機設置以外の転貸は認められません。ただし、落札者が自ら運営・維持管理を行う形でカーシェアリングを実施することは可能です。
7	現状駐車場に設置されているコの字型の重しについて、こちらも原状復旧は必要か。また、当初開設時はどちらで撤去	重しについては、貸付開始前に市が撤去し、契約期間終了後に市が再度設置します。

	をするか。	
8	市町村税について、令和7年度のもの が現時点で取得できないが、令和5年度 および令和6年度のを提出する形で 問題はないか。	令和6年度及び令和7年度に課税され、納税 した法人市民税の納税証明書の提出をお願 いいたします。
令和8年6月4日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	運営形態として、前払い式チケットパー キングでの運営は可能か。	駐車場に精算機を設置する場合には、前払い 式チケットパーキングとして運営するこ とが可能です。
令和8年6月12日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	駐車場出入口付近のグレーチングにつ いて、グレーチング同士の連結およびピ ス固定がなされていないように見受け られるが、本件について市側で固定等の 対応は可能か。不可の場合は当社で固定 することは可能か。(明浜改良アパート)	グレーチングの連結および固定は認められ ません。現状のまま使用してください。
2	入札物件（貸付場所）については、現況 の車室部分のみが範囲として示されて いるが、配電（配管）、精算機、カメラ（防 犯カメラ、車室認証カメラ）等の設備に ついては、車路や出入口付近には設置可 能か。特に、配電については車室が出入 口を跨ぐ配置となっているため、配線の ために出入口部分のアスファルト舗装 をカットする必要が生じるが、当該施工 は可能か。(鴨居ハイム)	設備は、現駐車区画および駐車区画後方の一 部の草地に設置してください。 配線に限り、アスファルトをカットの上、地 中埋設することを認めます。 なお、工事実施にあたっては入居者への周知 を行うとともに、車両通行に支障が生じない よう対応してください。 令和8年6月18日追記 貸付場所以外に配線・配管を設置する場 合は、当該占用部分に対して、別途行政財産目 的外使用申請が必要となり、下記の使用料が 発生します。 月額 1m ごと 線・管 外径 70mm 未満 9 円 70mm 以上～100mm 未満 11 円 100mm 以上～150mm 未満 12 円 150mm 以上～200mm 未満 15 円 200mm 以上～300mm 未満 30 円 300mm 以上～400mm 未満 40 円 400mm 以上～700mm 未満 44 円

		<p>700mm 以上～1000mm 未満 63 円</p> <p>1000mm 以上 126 円</p> <p>なお、当該金額は令和 8 年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>
3	<p>前面車路（アスファルト敷）にはみ出して車室を設置することは可能か（当社安全基準上、現況の車室ラインでは車室および車室機器の設置条件を満たさないため）。（鴨居ハイム）</p>	<p>駐車区画の設置は、駐車枠、縁石およびグレーチング内に限ります。アスファルト部分にはみ出す設置は認められません。</p>
4	<p>看板設置場所は協議によるものとし、入札物件外の場合は使用料が発生する旨の記載があるが、物件 5（鴨居ハイム）北東角（共同住宅敷地角付近・擁壁上）において、案内看板・P 看板の設置および配電（車室 25～32 後方）の可否はどうか。あわせて、使用料の算出方法について確認したい。</p> <p>※配電が不可の場合においても、看板のみの設置可否について併せて確認したい。</p>	<p>市営住宅敷地内において、入居者の生活および車両の通行の妨げとならない場所であれば、原則として看板の設置は可能です。設置にあたっては、整備内容及び施工方法について事前に協議してください。</p> <p>配電設備等は、貸付場所の範囲内に収まるように設置してください（配線の地中埋設が必要な場合を除く）。</p> <p>入札物件以外の使用料は、看板表示面積 1 m² 当たり月額 200 円です。なお、当該金額は令和 8 年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>
5	<p>植栽部分について、行政側で設備（除草、碎石舗装、アスファルト舗装等）を整えることは可能か。不可の場合、当社にて撤去してよいか。あわせて、契約期間中の剪定等については市側で対応可能か。（竹川ハイム）</p>	<p>貸付開始前に市が除草を実施した上で引き渡します。契約開始後の維持管理（除草等）は落札者にて行ってください。なお、落札者負担による碎石舗装およびアスファルト舗装は可能です。</p>
6	<p>現地に設置されている月極駐車場看板 2 枚について、市側で撤去対応は可能か。不可の場合、当社にて撤去してよいか。（竹川ハイム）</p>	<p>フェンス側の看板は、市が撤去します。</p> <p>もう一枚の看板は、看板板面のみ市が撤去し、支柱（ポール）は残した状態で引き渡します。</p> <p>引渡し後、当該支柱は撤去していただいても構いません。なお、当該支柱に限っては原状回復を求めません。</p>

令和8年6月18日回答分

番号	質問内容	回 答																		
1	<p>令和8年6月12日回答分《番号2》の配電について、当該車室が出入口を跨ぐ箇所の横にRC花壇が存在する。当該花壇の一部について、居住者の生活および車両通行の妨げとならない範囲内において、地中からの露出配管は可能か。</p> <p>(別添資料「鴨居ハイム配管設置位置」をご確認ください。)</p>	<p>駐車場出入口横については、施工方法を事前に協議の上、一部露出配管を可とします。</p> <p>なお、貸付場所以外に配線・配管を設置する場合は、当該占用部分に対して、別途行政財産目的外使用申請が必要となり、下記の使用料が発生します。</p> <p>月額1mごと</p> <table border="0"> <tr> <td>線・管 外径 70mm 未満</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>70mm 以上～100mm 未満</td> <td>11 円</td> </tr> <tr> <td>100mm 以上～150mm 未満</td> <td>12 円</td> </tr> <tr> <td>150mm 以上～200mm 未満</td> <td>15 円</td> </tr> <tr> <td>200mm 以上～300mm 未満</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>300mm 以上～400mm 未満</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>400mm 以上～700mm 未満</td> <td>44 円</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上～1000mm 未満</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>1000mm 以上</td> <td>126 円</td> </tr> </table> <p>また、当該金額は令和8年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>	線・管 外径 70mm 未満	9 円	70mm 以上～100mm 未満	11 円	100mm 以上～150mm 未満	12 円	150mm 以上～200mm 未満	15 円	200mm 以上～300mm 未満	30 円	300mm 以上～400mm 未満	40 円	400mm 以上～700mm 未満	44 円	700mm 以上～1000mm 未満	63 円	1000mm 以上	126 円
線・管 外径 70mm 未満	9 円																			
70mm 以上～100mm 未満	11 円																			
100mm 以上～150mm 未満	12 円																			
150mm 以上～200mm 未満	15 円																			
200mm 以上～300mm 未満	30 円																			
300mm 以上～400mm 未満	40 円																			
400mm 以上～700mm 未満	44 円																			
700mm 以上～1000mm 未満	63 円																			
1000mm 以上	126 円																			
2	<p>工事期間中(約1週間前後)について、貸付場所の前面車路および出入口は共同住宅利用者の車両と共有となる。ついで、使用者に対する車両移動の依頼は可能か。あわせて、移動先については鴨居ハイム敷地内で確保可能か。</p>	<p>入居者への車両移動の依頼は、落札者にて行ってください。</p> <p>移動先については貸付区画内で調整をお願いします。</p> <p>なお、入居者への連絡についてはご相談ください。</p>																		
3	<p>令和8年6月12日回答分《番号4》において、鴨居ハイム北東角(共同住宅敷地角付近・擁壁上)における案内看板・P看板の設置および配電(車室25～32後方)の可否について、「配電設備等は貸付場所の範囲内に収まるよう設置すること(配線の地中埋設が必要な場合を除く)」との回答を受領している。</p> <p>上記を踏まえ、居住者の生活および車両通行の妨げとならない範囲内において、配線を地中埋設とし、花壇部分のみ露出配管とする施工は可能か。</p>	<p>入居者用駐車区画後方への配線・配管の埋設は不可とします。</p> <p>擁壁の上部及び側面への設置は、施工方法を事前に協議の上で可とします。ただし、擁壁への穴あけは不可とします。</p> <p>なお、貸付場所以外に配線・配管を設置する場合は、当該占用部分に対して、別途行政財産目的外使用申請が必要となり、下記の使用料が発生します。</p> <p>月額1mごと</p> <table border="0"> <tr> <td>線・管 外径 70mm 未満</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>70mm 以上～100mm 未満</td> <td>11 円</td> </tr> <tr> <td>100mm 以上～150mm 未満</td> <td>12 円</td> </tr> </table>	線・管 外径 70mm 未満	9 円	70mm 以上～100mm 未満	11 円	100mm 以上～150mm 未満	12 円												
線・管 外径 70mm 未満	9 円																			
70mm 以上～100mm 未満	11 円																			
100mm 以上～150mm 未満	12 円																			

	(別添資料「鴨居ハイム配管設置位置」をご確認ください。)	150mm 以上～200mm 未満 15 円 200mm 以上～300mm 未満 30 円 300mm 以上～400mm 未満 40 円 400mm 以上～700mm 未満 44 円 700mm 以上～1000mm 未満 63 円 1000mm 以上 126 円 また、当該金額は令和 8 年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。
4	<p>令和 8 年 6 月 12 日回答分《番号 4》における使用料について、以下の点を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札物件外の使用料は「看板表示面積 1 m²当たり月額 200 円」との回答だが、例えば表示面積が 1.78 m²の場合、単純計算で 356 円とするのか、端数処理(切り上げ等)により 400 円とするのか、具体的な算定方法の考え方を確認したい。 ・使用料に関しては、市有財産一時貸付契約書に詳細な記載欄が見受けられないため、別途覚書等の書面で取り交わす想定か確認したい。あわせて、別途書面となる場合の書式についても提示可能か確認したい。 ・使用料の支払い方法について確認したい(例：納付書による支払い等)。 	<p>表示面積が 1 m²を超える場合は、1 m²未満の端数を切り上げて 2 m²として算定し、使用料は月額 400 円となります。</p> <p>なお、使用料は納付書により指定金融機関にてお支払いください。</p> <p>手続については、別途行政財産目的外使用申請をお願いします。申請内容に問題がない場合は、許可書を交付します。</p> <p>(参考：横須賀市例規集(横須賀市公有財産規則))</p> <p>https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00000206.html#e000003324</p>
5	敷地の一部分について市でフェンス設置予定の認識だが、具体的な設置個所及び敷地外端からの概ねの距離(離隔)を確認可能であれば確認したい。 (明浜改良アパート)	明浜改良アパートのフェンス設置場所は、擁壁の上に高さ約 80cm のフェンスを設置予定です。 詳細は別添資料、「明浜改良アパートフェンス設置場所写真」をご確認ください。
6	各駐車場にある車止め及び侵入禁止ブロックは市で撤去可能か。	侵入禁止ブロックは貸付開始前に市が撤去し、契約期間終了後に市が再度設置します。 車止めについては落札者が移動させてもかまいませんが、契約終了時に原状回復をお願いします。
7	令和 8 年 6 月 12 日回答分《番号 2》・《番号 4》の配電について、アスファルト下、植栽下、縁石下に埋設する形で問題ないか確認したい。	鴨居ハイム駐車場入口の配線・配管の埋設について、アスファルト下、植栽下および縁石下への埋設は認めます。ただし、施工後は同等以上の材料および仕上げにより原状回復

	<p>(別添資料「鴨居ハイム配管埋設位置」をご確認ください。)</p>	<p>してください。</p> <p>なお、入居者用駐車区画後方への配線・配管の埋設は不可とします。</p> <p>擁壁の上部及び側面への設置は、施工方法を事前に協議の上で可とします。ただし、擁壁への穴あけは不可とします。</p> <p>また、貸付場所以外に配線・配管を設置する場合は、当該占用部分に対して、別途行政財産目的外使用申請が必要となり、下記の使用料が発生します。</p> <p>月額 1m ごと</p> <table border="0"> <tr> <td>線・管 外径 70mm 未満</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>70mm 以上～100mm 未満</td> <td>11 円</td> </tr> <tr> <td>100mm 以上～150mm 未満</td> <td>12 円</td> </tr> <tr> <td>150mm 以上～200mm 未満</td> <td>15 円</td> </tr> <tr> <td>200mm 以上～300mm 未満</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>300mm 以上～400mm 未満</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>400mm 以上～700mm 未満</td> <td>44 円</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上～1000mm 未満</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>1000mm 以上</td> <td>126 円</td> </tr> </table> <p>さらに、当該金額は令和 8 年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>	線・管 外径 70mm 未満	9 円	70mm 以上～100mm 未満	11 円	100mm 以上～150mm 未満	12 円	150mm 以上～200mm 未満	15 円	200mm 以上～300mm 未満	30 円	300mm 以上～400mm 未満	40 円	400mm 以上～700mm 未満	44 円	700mm 以上～1000mm 未満	63 円	1000mm 以上	126 円
線・管 外径 70mm 未満	9 円																			
70mm 以上～100mm 未満	11 円																			
100mm 以上～150mm 未満	12 円																			
150mm 以上～200mm 未満	15 円																			
200mm 以上～300mm 未満	30 円																			
300mm 以上～400mm 未満	40 円																			
400mm 以上～700mm 未満	44 円																			
700mm 以上～1000mm 未満	63 円																			
1000mm 以上	126 円																			
8	<p>甲は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があるときは、乙に対して一時貸付料の増額を請求することができます。とはどのような場合ですか?</p>	<p>駐車場運営に必要な追加設備等の設置および維持管理を市が費用を負担して行うこととなった場合は、費用の増額を求めることがあります。増額の内容及び金額は、甲乙協議のうえ、決定します。</p>																		
9	<p>平作ハイム 69～77 の新規駐車場の取り外した車止めはどのように保管しますか?</p>	<p>保管方法および保管場所は落札者に一任しますが、破損等が生じないように適切に保管してください。</p>																		
10	<p>貸付場所以外に満空看板の設置は可能ですか?具体的には(25) 駐車場横 9.35 と記載場所に設置希望。 (鴨居ハイム)</p>	<p>市営住宅敷地内において、入居者の生活および車両の通行の妨げとならない場所であれば、原則として看板の設置は可能です。設置にあたっては、整備内容及び施工方法について事前に協議してください。</p> <p>入札物件以外の使用料は、看板表示面積 1 ㎡ 当たり月額 200 円です。</p> <p>配線・配管を設置する場合は、当該占用部分</p>																		

		<p>に対して、別途行政財産目的外使用申請が必要となり、下記の使用料が発生します。なお、入居者用駐車区画後方への配線・配管の埋設は不可とします。</p> <p>月額 1m ごと</p> <table border="0"> <tr> <td>線・管 外径 70mm 未満</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>70mm 以上～100mm 未満</td> <td>11 円</td> </tr> <tr> <td>100mm 以上～150mm 未満</td> <td>12 円</td> </tr> <tr> <td>150mm 以上～200mm 未満</td> <td>15 円</td> </tr> <tr> <td>200mm 以上～300mm 未満</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>300mm 以上～400mm 未満</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>400mm 以上～700mm 未満</td> <td>44 円</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上～1000mm 未満</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>1000mm 以上</td> <td>126 円</td> </tr> </table> <p>また、当該金額は令和 8 年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>	線・管 外径 70mm 未満	9 円	70mm 以上～100mm 未満	11 円	100mm 以上～150mm 未満	12 円	150mm 以上～200mm 未満	15 円	200mm 以上～300mm 未満	30 円	300mm 以上～400mm 未満	40 円	400mm 以上～700mm 未満	44 円	700mm 以上～1000mm 未満	63 円	1000mm 以上	126 円
線・管 外径 70mm 未満	9 円																			
70mm 以上～100mm 未満	11 円																			
100mm 以上～150mm 未満	12 円																			
150mm 以上～200mm 未満	15 円																			
200mm 以上～300mm 未満	30 円																			
300mm 以上～400mm 未満	40 円																			
400mm 以上～700mm 未満	44 円																			
700mm 以上～1000mm 未満	63 円																			
1000mm 以上	126 円																			

令和 8 年 6 月 22 日回答分

番号	質問内容	回 答
1	入札に関して入札書及び内訳書とは個別の駐車場に関して入札金額を記載するのですか?総合計の入札でしょうか?	<p>入札書には、税込月額をご記入のうえ、ご提出ください。</p> <p>入札額内訳書には、各駐車場の税抜金額、合計税抜金額および合計税込金額をご記入のうえ、ご提出ください。</p> <p>なお、入札書の税込月額と入札額内訳書の合計税込金額が一致するようご注意ください。</p> <p>(別添資料「入札書」および「入札額内訳書」をご確認ください。)</p>
2	入札の際は月額の税別金額か年間の合計税別金額か契約期間合計の税別金額ですか?	<p>税込月額をご記入のうえ、ご提出ください。</p> <p>(別添資料「入札書」をご確認ください。)</p>
3	本件契約の解除・解約について、横須賀市から申し出た場合の事項しか記載がされていないが、当社から解約を申し出た場合の解約金、何カ月前までに通告が必要か等、条件をご教示ください。	<p>借受人から横須賀市に対して、契約期間内に解除・解約を申し入れることはできません。</p>
4	本契約書案においては、乙からの解約に関する規定が明示されていないことから、乙による途中解約の可否および解約時の取り扱いについては、現時点におい	<p>借受人から横須賀市に対して、契約期間内に解除・解約を申し入れることはできません。</p>

	ては、あくまで甲乙協議により整理される事項であるとの認識であるが、相違はないか。	
令和8年6月24日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	<p>令和8年6月18日回答分番号《1》および《3》の配管方法について、協議の上、後記の認識で相違ないかを確認したい。</p> <p>貸付範囲内：配管可能、埋設 or 露出 出入口横・縁石：配管可能、埋設のみ 擁壁部分：配管可能、露出※穴をあけず擁壁上へ施工 市営住宅駐車場後方駐車場内：配管不可※後方の擁壁上は露出配管可能</p>	質問内容のとおりで相違ございません。
2	<p>令和8年6月18日回答分《番号1》および《番号3》の使用料について、複数箇所（2か所以上）となる場合の算定方法について確認したい。</p> <p>使用料の算定にあたり、合計配線の長さ（合計m数）を算出のうえ切り上げて計算する方法とするか、各箇所ごとの配線の長さ（個別m数）をそれぞれ切り上げて計算する方法とするか、いずれの考え方によるものか確認したい。</p>	配線・配管については、複数ある場合の数量合計の端数処理は、同径の線類で連続するのは合計してから端数を切り上げ、それ以外の物は切り上げた後に合計します。
3	<p>現状回復工事の内容について確認したい。</p> <p>当社安全基準に基づき、時間貸し駐車場に使用した既存の車止めを移設し、不足分を新設する対応では難しいか。あわせて、車止め以外に必要な現状回復工事の内容があれば提示いただきたい。</p>	<p>車止めの原状回復については、現在設置されているものと同等の材料、形状および大きさであれば認めます。</p> <p>また、舗装、区画線（ライン）および車室番号についても、同等の材料及び大きさで原状回復してください。</p>
4	面積の過半を無人機械式時間貸駐車場とありますが、6駐車場合計面積の過半との理解して良いでしょうか。	各貸付場所の面積の過半を無人機械式時間貸駐車場が占めるようにしてください。

5	面積の過半を無人機械式時間貸駐車場としたうえで、機械設置を伴わない、1日貸の予約駐車場もお認めいただけますでしょうか。	1日貸しの予約駐車場の実施は認められません。																		
6	カーシェアリングの運営について、同一の親会社を持つ100%子会社であるグループ会社が担う場合でも、認められないのでしょうか。	カーシェアリングを運営・維持管理できるのは落札者自らが行う場合に限りです。																		
7	アスファルト下、植栽下および縁石下へは認められていますが、ポールを用いた架空配線は認めていただけますでしょうか。	ポールを用いた架空配線は認められません。																		
8	インターロッキング下への配線配管は認められますでしょうか。 また、その原状復旧はモルタル復旧でよろしいでしょうか。	<p>配線・配管をインターロッキング下に地中埋設することを認めます。</p> <p>工事の実施に当たっては、入居者への周知を行うとともに、車両通行に支障が生じないよう対応してください。また、同等以上の材料で原状回復してください（モルタルでの原状回復は認められません）。</p> <p>貸付場所以外に配線・配管を設置する場合は、当該占用部分に対して、別途行政財産目的の外使用申請が必要となり、下記の使用料が発生します。</p> <p>月額 1m ごと</p> <table border="0"> <tr> <td>線・管 外径 70mm 未満</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>70mm 以上～100mm 未満</td> <td>11 円</td> </tr> <tr> <td>100mm 以上～150mm 未満</td> <td>12 円</td> </tr> <tr> <td>150mm 以上～200mm 未満</td> <td>15 円</td> </tr> <tr> <td>200mm 以上～300mm 未満</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>300mm 以上～400mm 未満</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>400mm 以上～700mm 未満</td> <td>44 円</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上～1000mm 未満</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>1000mm 以上</td> <td>126 円</td> </tr> </table> <p>なお、当該金額は令和8年度の基準であり、次年度以降に変更となる可能性があります。</p>	線・管 外径 70mm 未満	9 円	70mm 以上～100mm 未満	11 円	100mm 以上～150mm 未満	12 円	150mm 以上～200mm 未満	15 円	200mm 以上～300mm 未満	30 円	300mm 以上～400mm 未満	40 円	400mm 以上～700mm 未満	44 円	700mm 以上～1000mm 未満	63 円	1000mm 以上	126 円
線・管 外径 70mm 未満	9 円																			
70mm 以上～100mm 未満	11 円																			
100mm 以上～150mm 未満	12 円																			
150mm 以上～200mm 未満	15 円																			
200mm 以上～300mm 未満	30 円																			
300mm 以上～400mm 未満	40 円																			
400mm 以上～700mm 未満	44 円																			
700mm 以上～1000mm 未満	63 円																			
1000mm 以上	126 円																			

令和8年6月30日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	無人機械式時間貸駐車場にしないスペースについては、現状有姿の状態です。事業を行わなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	各貸付場所の面積の過半を無人機械式時間貸駐車場にいただければ、残りは現状有姿の状態でも構いませんが、貸付場所の管理は落札者が行うものとします。
令和8年7月2日回答分		
番号	質問内容	回 答
1	令和8年6月12日回答 番号《4》の認識について、下記のとおり確認したい。 同一地番内における北西側歩道横の擁壁下部分についても同様の取扱いとし、市営住宅敷地内において、入居者の生活および車両通行の妨げとならない場所であれば、原則として看板の設置は可能との認識で相違ないか。 ※なお、表示面積に応じた使用料が別途発生する認識。	鴨居ハイムC棟擁壁下部分についても、入居者の生活および車両の通行の妨げとならない場所であれば、原則として看板の設置は可能です。設置にあたっては、整備内容及び施工方法について事前に協議してください。
2	令和8年6月18日回答分《番号3》について、露出配管を固定のための擁壁へのビス止めは可能な認識でよいか。	擁壁への穴あけはできませんので、ビス止めも不可となります。
3	【前提】 現況36番車室部分には、精算機・電源柱・看板等の電気設備設置に伴い、約1.0m程度の掘削を予定している。 貸付範囲内の車室後方部分において、配管等のため約0.3m程度の掘削を予定している。 【確認事項】 ①上記掘削により、市営住宅のライフライン（給排水・電気配線等）へ影響はないとの認識で相違ないか。 ②掘削深さについて制限がある場合（例：〇m以上掘削不可等）は、詳細を確認したい。	鴨居ハイム36～39車室および駐車場出入口周辺には、給排水管および電気配線が埋設されています。給排水管は地表から深さ1m以内に存在しており、電気配線は地表から深さ0.6m以内に存在します。 落札者には埋設位置図等を提供しますので、施工にあたっては本市と協議のうえ、必要に応じて試掘確認・養生等の安全対策を講じてください。